

平成24年3月30日

郵政民営化法改正案の国会提出について

社団法人 第二地方銀行協会
会 長 築 瀬 悠紀夫

今般、民主党、自民党および公明党により、郵政民営化法改正案が国会へ共同提出されました。

私どもは、かねてより、国民経済的観点から真に望ましい郵政改革を実現するためには、①バランスシートの規模の縮小、②政府出資がある間における公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底や金融システムの安定に資する観点からの態勢整備が不可欠であると主張してまいりました。

しかしながら、今回の改正案では、ゆうちょ銀行の完全民営化への道筋は明確になっておらず、郵政事業のユニバーサルサービスの提供という名の下に、ゆうちょ銀行株式の全てが確実に処分されない惧れがあります。

そうした中で、新規業務については、ゆうちょ銀行株式の2分の1以上が処分された段階で、認可制から届出制に緩和されており、公平な競争条件が確保されない中で、業務範囲が拡大することが懸念されます。政府の間接出資が残るゆうちょ銀行において、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は、断じて認められるべきではなく、むしろ業務を絞り込み、民業補完に徹するべきであります。

また、預入限度額については、政令で規定し、「当面は引上げない」とされておりますが、政府の信用を背景とするゆうちょ銀行において、引上げが実施された場合には、規模拡大につながることはもとより、仮に、地域金融機関から預金シフトが起これば、地域の中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶことが懸念されます。

今後の法案に係る審議にあたっては、私どもの意見等を踏まえた適切な対応が図られるよう強く要望いたします。

以 上